

ご依頼の際にご準備いただくもの【死亡申告又は家族関係登録簿整理申請】

恐れ入りますが、死亡申告又は家族関係登録簿整理申請にあたり以下の書類等のご準備をお願いいたします。
ご不明な点やご質問等ございましたらお問い合わせください。

ご依頼者様が日本国籍を取得（帰化）した元韓国籍の方の場合		
No.	書類等	確認欄
1	お亡くなりになった方の <u>韓国の登録基準地（戸籍制度における「本籍地」）情報</u> がわかるもの ※登録基準地（本籍地）は、「番地」前の「洞」や「里」の情報まで必要です。 例：古い韓国の戸籍謄本、大韓民国国民登録証、死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し等	<input type="checkbox"/>
2	<u>死亡届受理証明書</u> （原本）1通 ※届出を提出された方が、届出を提出された市区町村役場で交付請求してください。	<input type="checkbox"/>
3	<u>死亡届記載事項証明書</u> （コピー又は原本） ※届出を提出された市区町村役場で交付請求してください。	<input type="checkbox"/>
4	<u>ご依頼者様の日本の戸籍謄本又は除籍謄本</u> （原本）1通 ※「帰化」の内容が記載されているものがが必要です。	<input type="checkbox"/>
5	【ご依頼者様が帰化後に氏名の変更等がある場合】 <u>日本の戸籍謄本又は除籍謄本</u> （原本）各1通 ※「帰化の内容が記載されているもの」から「現在のもの」までの連続した戸籍（除籍）謄本が必要です。	<input type="checkbox"/>
6	【死亡日から1ヶ月を経過して手続を行う場合】 <u>死亡者の住民票除票</u> （原本）1通 ※お亡くなりになった方が最後に住んでいた市区町村役場で交付請求してください。 ※「特別永住者」又は「永住者」の内容が記載されているものがが必要です。	<input type="checkbox"/>
7	【ご依頼者様が韓国戸籍に記載されていない場合】 お亡くなりになった方との <u>関係がわかる証明書</u> （原本）各1通 例：出生届記載事項証明書等	<input type="checkbox"/>
8	ご依頼者様の <u>顔写真付きの身分証明書</u> 表面・裏面コピー ※有効期限の切れていない身分証明書をご準備ください。 例：運転免許証、マイナンバーカード等	<input type="checkbox"/>